

京都市地域企業未来力会議メールマガジン（令和3年1月15日配信）

京都市地域企業未来力会議参加者等 各位

いつもお世話になり、ありがとうございます。
メールマガジンを配信します。

会議の情報や京都市からのお知らせのほか、皆様からの掲載希望も受け付けていますので、イベントやセミナーの御案内、新商品の御案内、自社での取組の周知など掲載内容を事務局までお知らせください！

【目次】=====

☆ 事務局からのお知らせ

(1) 【緊急事態宣言発出中】京都市コロナ感染防止徹底月間（第3弾）【～2/7】

☆ 京都市からのお知らせ

(2) 京都市コロナ感染防止徹底月間及び協力金【第2期】について
《京都市新型コロナウイルス感染症対策本部》

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の
令和3年度の固定資産税・都市計画税軽減の申請を受付中です。《行財政局》

(4) 文化庁京都移転ロゴマークの募集について《総合企画局》

(5) コンテンツ活用ビジネスセミナーの開催について《産業観光局》

(6) 2月1日（月）は「市・府民税」第4期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリ
による便利な納付を！《行財政局》

=====

【本文】

☆ 事務局からのお知らせ

(1) 【緊急事態宣言発出中】京都市コロナ感染防止徹底月間（第3弾）【～2/7】

厳しい感染状況を踏まえ、1月14日から2月7日までを期間とする緊急事態宣言が発出されました。

市民ぐるみ、事業者ぐるみで感染拡大を抑え、医療崩壊を防ぐため、

市民、事業者の皆様強く、行動の自粛・自制、感染防止策の徹底を要請しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000279477.html>

▼事業者の皆様への支援情報

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

▼京都・地域企業応援プロジェクトWEBサイトはこちら

<https://community-based-companies.kyoto/>

▼未来力会議 facebookはこちら

<https://ja-jp.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

▼過去の会議資料等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209507.html>

▼メールマガジンのバックナンバー

☆ 京都市からのお知らせ

(2) 京都市コロナ感染防止徹底月間及び協力金【第2期】について
《京都市新型コロナウイルス感染症対策本部》

この度、新型コロナウイルスの感染拡大を押さえるため、京都市では、生活や健康の維持のために必要なものを除き不要不急の外出を自粛していただくよう、次のとおり市民・事業者の皆様へお願いさせていただきましたので、お知らせいたします。

【京都市コロナ感染防止徹底月間（第3弾）】

▼<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000279477.html>

また、京都府において新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都市内で酒類の提供を行う飲食店等の皆様への時短営業の期間延長が決定されました。

【短縮要請期間】

当初 12月21日(月)～1月11日(月・祝)

↓

延長後 12月21日(月)～2月7日(日)

これに伴い、時短営業に係る協力金「第2期」の情報を以下のとおり掲載しています。

【(第2期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】

▼<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin2.html>

申請要件や申請書は第1期(12月21日～1月11日)のものと変わりございません。
ただし、第1期に申請いただいた方が第2期も申請いただく場合であっても、改めて全ての書類が必要となります。

第2期協力金の受付は、要請期間終了後(2月8日(月)以降)に開始する予定です。

なお、時短要請期間中に緊急事態宣言が発出された際は、協力金の内容が変更になることがあります。

【問合せ先】

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

TEL: 075-365-7780 (月～土 9:30～17:30)

※1月10日(日)、1月11日(月・祝)は開設

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の
令和3年度の固定資産税・都市計画税軽減の申請を受付中です。《行財政局》

新型コロナウイルスの影響で事業収入が30%以上減収している中小事業者、個人事業者が所有する「事業用家屋」及び「償却資産」に係る固定資産税、都市計画税を令和3年度に限り軽減します。

申告期限は2月1日(月)消印有効です!!対象となる方は早期の提出をお願いします。

▼軽減割合

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の売上高が…

30%から50%未満減収した方⇒1/2を軽減します。

50%以上減収した方⇒全額を軽減します。

▼ 申告期限

令和3年2月1日（消印有効）

▼ 問合せ先や制度の詳細

詳しくは京都市情報館をご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000270326.html>

(4) 文化庁京都移転ロゴマークの募集について《総合企画局》

文化庁については、令和4年度中に京都へ全面的に移転する予定です。

現在、文化庁京都移転のロゴマークを募集（最優秀作品：賞金20万円）しています。

手書きでのご応募も可能です！！

皆様からのたくさんのご応募お待ちしております！！

詳細は、以下のページから御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000278720.html>

【お問合せ先】

京都市総合企画局文化庁移転推進室

電話：075-222-4200

(5) コンテンツ活用ビジネスセミナーの開催について《産業観光局》

この度、京都市では、映画、ゲーム、マンガ・アニメなど多岐に亘るコンテンツ産業が集積する本市の強みを活かし、市内のコンテンツ市場の拡大、市内企業間のネットワークの強化を図る事業の一環として、「コンテンツ活用ビジネスセミナー」をオンラインで開催します。

コンテンツを活用したビジネスをお考えの方へ、コンテンツビジネスの基礎を学び、市場の紹介、異業種コラボの現状、戦略的な商品開発方法のポイントなど、様々な角度から学ぶことができるセミナーとなっております。なお、コンテンツビジネスに関心をお持ちいただいた企業・団体の方は、受講後、専門のコーディネーターにおつなぎいたします。若年層への認知度向上やビジネス領域、販路拡大の方策を検討されている方はこの機会に是非御参加ください！

■ 日時

第1回 令和3年1月29日（金） 午後4時～午後5時30分

第2回 2月19日（金） 午後4時～午後5時30分

第3回 3月23日（火） 午後4時～午後5時30分

※ 進捗状況によっては、予定時刻前に本セミナーを終了することがあります。

※ 各セミナーの開始時間は、都合により変更する場合があります。

■ 内容

第1回 「コロナ禍でのキャラクタービジネスの市場と今後」

講師：株式会社キャラクター・データバンク 代表取締役社長 陸川 和男 氏

第2回 「事例から学ぶ 異業種コラボしくみとマーケティング力～アニメ・ゲーム等のコンテンツでつくる新しい企業の「魅せ方」～」

講師：株式会社キャラクター・データバンク 代表取締役社長 陸川 和男 氏

アニものづくりアワード プロデューサー 林 龍太郎 氏

第3回 「企画力を上げる キャラクターグッズの作り方と売り方」

講師：株式会社カフェレオホールディングス 代表取締役社長 内山田 昇平 氏

■ 申込

WEBから (<http://contents0129-0323.peatix.com>)

■ 申込×切

各回前日午後0時まで

■ 対象

・ コンテンツを活用したサービス、雇用、ブランディング等の自社プロモーション

に興味をお持ちの企業の方

・ コンテンツを活用した商品化に興味のある方・関わりのある方

■ 参加費

無料

【問合せ先】

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室（コンテンツ産業振興担当）

TEL:075-222-3306 FAX:075-222-3331

【詳細はホームページを御覧ください。】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000279489.html>

(6) 2月1日（月）は「市・府民税」第4期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！《行財政局》

市・府民税第4期分の納期限は2月1日（月）です。

期限内納付に御理解と御協力をお願いいたします！

■ 市税の納付には、便利で、安全・確実な口座振替を御利用ください！

市内の金融機関や郵便局の窓口でお申込みください。

市税事務所納税推進担当では、郵送によるお申込みも受付けております。

（「市税口座振替依頼書」は、ホームページからダウンロードもできます。）

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001465.html>

■ コンビニエンスストアでも納付できます！

御利用は、納付金額が30万円までの、コンビニ納付用のバーコードが印刷された納付書に限るなどの御利用条件がございます。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000216989.html>

■ 「市税納付サイト」を利用して、クレジットカード・インターネットバンキングでも納付できます！

御利用は、納付金額が30万円までの、「納付書番号」が印刷された納付書に限るなどの御利用条件がございます。

また、御利用に際しては、一部を除き別途システム利用料が必要となります。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000192437.html>

■ 令和2年6月12日から「PayPay」「LINE Pay」「PayB」による、スマートフォン用決済アプリでの納付が可能になりました！

御利用は、納付金額が30万円までの、コンビニ納付用のバーコードが印刷された納付書に限るなどの御利用条件がございます。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000270746.html>

【お問い合わせ先】

市税事務所 納税室納税推進担当

電話：075-213-5466

※ このメールマガジンは、京都市地域企業未来力会議に御参加いただいた方や事務局が個別に名刺交換させていただいた方にお届けしています。

配信の停止を希望される方やメールアドレスの変更は、お手数ですが事務局までメールにて御連絡くださいますようお願いいたします。

※ メールマガジンは月3回程度の配信を予定しています。
皆様からの掲載内容も随時受け付けています。
御希望の場合は事務局まで御連絡ください。

発行：京都市地域企業未来力会議 事務局

（京都市産業観光局 地域企業イノベーション推進室）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3329 FAX 075-222-3331

URL <https://www.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

MAIL chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp
